

○扶養手当支給事務取扱要領の実施について

(昭和46年11月18日岩警発第649号警察本部長)

[沿革] 昭和47年1月岩警発第17号、～中略～、平成12年3月第304号、平成25年4月第416号、平成30年12月第1298号、令和2年3月第316号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

扶養親族の認定及び扶養手当の支給手続等の取扱いについて、別紙「扶養手当支給事務取扱要領」及び運用方針を定め実施することとしたから、取扱い上遺漏のないようにされたい。

別紙1

扶養手当支給事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 扶養親族の認定及び扶養手当の支給手続については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)及び職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「給与支給規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(扶養親族等の届出)

第2 次の各号の一に該当する職員は、その要領に定めるところにより所属長又は副署長(以下「所属長」という。)に届け出なければならない。

- (1) 新たに職員となり扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族たる要件を具備し又は欠くに至ったものがある場合(扶養親族たる子、孫又は弟妹が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族があり、配偶者をなくした場合又は配偶者を有することになった場合

(扶養親族の認定)

第3 所属長は、前項の届出があった場合は、その要領の定めるところにより速やかに認定しなければならない。

第2章 扶養親族の範囲

(扶養親族の範囲)

第4 扶養親族とは、次の各号の一に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者 民法に従い届出を行った職員の妻又は夫をいう。ただし、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日(以下「満22歳の年度末」という。)までの間にある子 直系血族である1親等の卑属すなわち実子及び養子をいう。

- (3) 満22歳の年度末までの間にある孫 2親等の直系血族である実子の実子若しくは養子又は養子の実子若しくは養子をいう。
- (4) 60歳以上の父母 1親等の直系血族である実父母又は養父母をいう。
- (5) 60歳以上の祖父母 2親等の直系血族である実父母の実父母若しくは養父母又は養父母の実父母若しくは養父母をいう。
- (6) 満22歳の年度末までの間にある弟妹 2親等の傍系血族である弟妹をいい、職員が養子であるときは養家の弟妹並びに父又は母の一方を異にする弟妹を含む。
- (7) 重度心身障害者 次に掲げる者の一に該当するもので、その障害が永久的又は半永久的で終身労務に服することができないと認められるものをいう。

ア 心神喪失の状況にある者

イ 両眼の視力を全く喪失した者又は両眼の視力が0.06以下である者

ウ 両耳の聴力を全く喪失した者又は両耳の聴力が耳かくに接しなければ普通の話し声を了解することができない者

エ 言語機能を全く喪失した者又はその機能の障害により、職業能力が著しく阻害されている者

オ 両下しを足指の中関節以上で喪失し又は両下しの足指の機能を全く喪失した者

カ 1上し又は1下しの機能を全く喪失した者又はその機能障害により職業能力が著しく阻害されている者

キ せき柱、胸かく、骨盤、軟部組織の高度の障害、変形等により職業能力が著しく阻害されている者

ク 常に就床を要し複雑な介護を要する者

ケ 半身不ずいにより職業能力が著しく阻害されている者

コ アからケまでに該当する以外の者で、それらの障害に類する障害があり、かつ、その障害の程度がそれらの障害の程度以上である者

2 次の各号の一に該当する者は、扶養親族としない。

- (1) 収入（一時恩給、退職給与等の一時的に生じた収入は含まない。）について、次に掲げる場合のいずれかに該当する者

ア 俸給、給料、賃金及びこれらの性質を有する給与所得その他月を単位として恒常的に収入がある所得を有し、その平均所得月額が108,300円程度以上である者

イ 次の各種所得その他年を単位として恒常的に収入のある所得を有し、その所得の合計額が年額1,300,000円程度以上である者

(ア) 年金、恩給、その他これらの性質を有する所得

(イ) 商業、工業、農業、水産業、医療、著述業その他の事業から生ずる収入

(ウ) 公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益

(エ) 法人から受ける利益若しくは利息の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配

(オ) 不動産、不動産の上に存する権利又は船舶の貸付による所得

(カ) 日雇人夫、官公庁、会社等の臨時又は非常勤の雇傭者等で雇用期間又は月々の賃金が一定しておらない者の収入

ウ ア及びイの各種所得を併せ有し、それらの所得の合計額が年額1,300,000円程度

以上である者

(2) 次に掲げる要件を具備しない者

- ア 原則として職員と住居及び生計を一にする同一世帯に属している者であること。
ただし、職務上別居を要する場合若しくはこれらに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされている場合はこの限りでない。
- イ 職員を含む2人以上の扶養者によって生計を維持している者については、それらの扶養者の資力、収入、社会通念上等を勘案して主たる扶養者が職員であると認め得る資料の提示ができる者であること。

(3) 民間その他から職員若しくは職員以外の者がその者の扶養親族として扶養手当又はこれに相当するものの支給を受けている者

第3章 扶養親族の届出及び認定

(扶養親族の届出)

第5 扶養親族の届出は、扶養親族届（給与支給規則様式第1）に扶養の事実を証明するに足る証拠書類（別表）を添えて行うものとする。

(扶養親族の認定)

第6 所属長は、職員から扶養親族の届出があった場合には、必要と認める証拠書類の提出を求め、扶養親族としての要件を具備しているかどうかの審査のうえ認定するものとする。

2 所属長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿（給与支給規則様式第2）に記載するものとする。

3 所属長は、職員の扶養親族に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては扶養親族認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し扶養手当の月額を認定するものとし、この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

(1) 満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(2) 特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(扶養親族の確認)

第7 所属長は、毎年6月に一斉に、必要と認めるときは随時、扶養親族のある職員から扶養親族現況届（別紙様式）を提出させ、扶養親族としての要件を具備しているかどうか確認するものとする。この場合において、所属長は、扶養親族認定簿の給与支給権者の認定（確認）欄にその旨記載するものとする。

2 前項の扶養親族現況届は、第5に定める証拠書類を添付して行うものとする。ただし、現に提出されている証拠書類で客観的に扶養の事実が確認できる場合は、これらの証拠書類の提出を省略させることができる。

(扶養手当の支給方法)

第8 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。ただし、届出がこれに係る事実の生じた日から

15日（災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が当該届出を行うことができないと認められる期間は含まれないものとする。）を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

2 扶養手当を受けている職員が退職した場合又は扶養手当を受けているすべての扶養親族が扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって支給を終了する。

3 扶養手当を受けている職員の扶養親族等の一部に異動があった場合においては、異動のあった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額して改定する場合は、第1項ただし書きを準用する。

（事実発生日等の取扱い）

第9 「事実が生じた日」とは、次に掲げる日とする。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った場合

ア 婚姻については、戸籍上における婚姻月日とする。ただし、内縁関係については届出を受理した日とする。

イ 出生については、その出生月日とする。

ウ 養子縁組については、戸籍上における養子縁組月日とする。

エ 60歳については、それぞれその生まれた月日に相当する日とする。

オ 第4第2項第1号のアに掲げる所得については、その退職した日（退職した日まで給与が支給される場合は、その翌日）若しくは最終所得の生じた日の属する月の翌月1日とする。

カ 第4第2項第1号のイ及びウに掲げる所得については、最終所得の生じた日の属する月の翌月1日とする。ただし、事業所得等で事実発生日が確定できない場合等においては、最終所得の生じた日の翌会計年度の始期とすることができる。

キ その他の場合にあつては、届出を受理した月日とする。

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った場合

ア 離婚又は離縁については、戸籍上における当該月日とする。ただし、戸籍の手続以前の扶養事実の消滅又は内縁関係の解消については、当該事実の生じた月日とする。

イ 死亡については、死亡の月日とする。

ウ 満22歳の年度末までの間にある子、孫及び弟妹については、満22歳の誕生日以後の最初の4月1日とする。

エ 第4第2項第1号のアに掲げる所得については、就職の月日若しくは当該所得の生じた月日とする。

オ 年金、恩給等の所得については、受給者が年金証書等を受け取った月日とする。

カ 第4第2項第1号のイ及びウ（年金、恩給等の所得を除く。）については、当該所得の生じた日若しくは所得が基準年額以上であることを推定されるに至った日とする。

キ その他の場合については、その事実が生じた月日とする。

2 「届出を受理した日」とは、所属長が届出を受理した日を指すものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便な地にあつて届出書類の送達に日時を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日をもって「届出を受理した日」とみなして取扱うことができるものとする。

(扶養手当の減額等)

第10 扶養手当は、職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されるときにおいても減額しないものである。

(1) 給与条例第31条の規定により給与が減額される場合

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定により減給処分を受けた場合

2 扶養手当は、職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該期間中これを支給しないものである。

(1) 法第29条の規定に基づき停職を命ぜられた期間。

(2) 地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業の承認を受けた期間。

3 扶養手当は、職員が給与条例第43条第1項から第5項に該当するときは、その期間中、同条例に定めるところによりこれを支給する。

(書類の保管)

第11 所属長は、扶養手当認定簿を常に整理して保管するとともに、扶養親族届及びこれに関する証拠書類については、職員ごとに一括して整理保管しておくものとする。

(書類の移管等)

第12 扶養親族のある職員が、所属を異にして異動した場合は、異動前の所属長は、扶養手当認定簿並びに扶養親族届及びこれに関する証拠書類を異動後の所属長に送付するものとする。

2 所属長は、前項に規定する書類の送付を受けたときは、扶養親族を確認し、扶養手当認定簿の給与支給権者の認定(確認)欄にその旨を記載しておくものとする。この場合において、所属長が確認のため必要と認めるときは、新たに証拠書類の提出を求めるものとする。

(給与支給機関に対する通知)

第13 所属長は、職員について扶養親族の異動があつたときは、その都度給与支給事務処理要領（平成28年3月15日付け総事第296号）第7の規定により総務部総務事務センター所長に通知しなければならない。

第5章 雑則

(部長の職にある者の取扱)

第14 警察本部の部長にこの要領を適用する場合は、配置定数の属する所属に属するものとする。

(警務課長協議)

第15 所属長は、扶養親族の認定に関し、その判定が困難であると認められる場合又はこの要領により難い特別の事情があると認められる場合は、関係書類を添付して、警務部

警務課長に協議するものとする。

(実施期日)

第16 この要領は、昭和47年1月1日から実施する。

(経過措置)

第17 この要領実施の際、現に認定されている扶養親族は、この要領に定めるところにより認定され、扶養親族の認定に関する書類は、この要領の定めるところにより作成され保管されているものとする。

別表

1 新たに扶養親族の認定を受ける場合

扶養親族の範囲	扶養の事実を証明する証拠書類
1 配偶者	1 戸籍抄本（又は婚姻による場合を除き、住民票） 2 収入状況に関する証明書（市町村長の発行する所得証明書又は年中途において離職した場合等の勤務先の証明書等をいう。以下同じ。）
2 子（満22歳の年度末までの間）	1 戸籍抄本（又は住民票） 2 子の収入状況に関する証明書
3 父母（60歳以上）	1 職員の兄弟姉妹（以下「兄弟」という。）の除籍されたものも記載した戸籍謄本 2 住民票 3 父又は母の収入状況に関する証明書 4 職員の兄弟の勤務先から父母の扶養手当の支給を受けていないことの証明書
4 養子縁組	1 職員と養子（満22歳の年度末までの間）又は職員と養父母（60歳以上）の関係を証明できる戸籍謄本 2 養子又は養父母の住民票 3 収入状況に関する証明書
5 弟妹（満22歳の年度末までの間）	1 父母及び職員の兄弟の除籍されたものも記載した戸籍謄本 2 住民票 3 収入状況に関する証明書 4 被扶養者を除く他の兄弟の勤務先から弟妹の扶養手当の支給を受けていないことの証明書 5 父母が弟妹を扶養することができない理由書（父母がすでに扶養親族として認められている場合を除く。）
6 祖父母（60歳以上）	1 職員と祖父母の血縁関係を証明できる戸籍謄本 2 住民票 3 収入状況に関する証明書 4 親族で職員以外に祖父母を扶養する者がいないことを具体的かつ、詳細に記載した職員の申告書又はその事実を証明する書類
7 孫（満22歳の年度末までの間）	1 職員と孫の血縁関係を証明できる戸籍謄本 2 住民票 3 収入状況に関する証明書 4 親族で職員以外に孫を扶養する者がいないことを具体的詳細に記載した職員の申告書又はその事実を証明する書類
8 重度心身障害者	1 職員の父母、兄弟で除籍された者も記載した戸籍謄本（親族以外の重度心身障害者を申請する場合は不要） 2 住民票 3 収入状況に関する証明書 4 医師の診断書（障害の程度が具体的詳細に記載され、その障害が永久的又は半永久的でほとんど回復の見込みがないものであることが認定できるもの。） 5 父母、兄弟の勤務先から重度心身障害者の扶養手当の支給を受けていないことの証明書

	6 職員以外に重度心身障害者を扶養する者がいないことを具体的詳細に記載した職員の申告書又はその事実を証明する書類
9 上記に掲げる扶養親族で、職員と別居して生活している場合	上記各号に掲げる扶養親族について必要とする書類のほか、別居の理由及び扶養の事実を具体的詳細に記載した職員の申告書
備 考	<p>1 所属長は、認定にあたり更に扶養の事実について確認を要する場合は、必要書類（扶養親族の生計に関連する親族に収入がある場合のその親族の所得証明書等）の提出を求めることができる。</p> <p>2 所属長は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき（例えば、その職員の届出に係る者が義務教育終了年齢に達していない場合又は高等学校に在学し、かつ、収入のない場合の収入状況に関する証明書、別居中の無収入の配偶者及び子を扶養していることが客観的に確認し得る場合の扶養事実に関する申立書等）は、証明書の提出を省略することができる。</p> <p>3 証明書の提出が扶養親族届の提出時に間に合わないとき（例えば、その職員の届出に係る者の本籍地が遠隔の地等のため戸籍謄本等を徴するのに日時を要する場合等）で、所属長がその事実を確認した場合は、所属長の責任において扶養親族届のみで認定することができる。この場合にあつては、認定後必ず証拠書類を整備して扶養親族としての要件を具備しているかを確認するものとする。</p> <p>4 扶養親族のある職員が更に扶養親族の届出をする場合において、さきの扶養親族認定に際して提出の戸籍謄本又は住民票により、申請の事実が確認できるときは、これらの書類の提出を省略し又はこれらの書類の写しの提出をもって代えることができる。</p>

2 扶養親族としての要件を欠くに至った場合

区 分	添 付 す べ き 書 類
1 満22歳の年度末までの間にある子、孫及び弟妹の場合	不 要
2 死亡した場合	死亡診断書又は除籍抄本（警察共済組合の家族埋葬料請求の際の死亡の事実に関する証明書により所属長が死亡の事実を確認した場合は、これを省略することができる。）
3 離婚（離縁）の場合	除籍、転出等を証明できる戸籍抄本又は住民票
4 その他の場合	扶養親族としての要件を欠くに至った事実を証明する書類又は申立書
備 考	所属長は、前記各号に掲げる場合以外の場合で、認定上必要と認めるときは、更に必要書類の提出を求めることができる。

別記様式

扶 養 親 族 等 現 況 届

年 月 日提出

岩 手 県 警 察 本 部 長 殿

所 属
職 名
氏 名

印

私の扶養親族等の現況は、次のとおりであります。

氏 名	続柄	生年月日 (年齢)	扶養 の有無	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	職業(勤務先) ・ 学 校 名	収入の年(月)額	
						収入の種類	金 額
		(歳)					
		(歳)					
		(歳)					
		(歳)					
		(歳)					
		(歳)					
		(歳)					

上記のとおり相違ないことを確認する。

確 認 印	補佐：事務長	係 長	主 任	担 当 者	調 査 日
	署会計課長等	主 査			
					年 月 日

- 注 1 この名簿は、配偶者、配偶者以外の扶養親族及びその他の親族（同居親族及び職員と共同して扶養親族の生計を維持している者に限る。）の全員について作成すること。（なお、職員と共同して扶養親族の生計を維持している者とは、例えば、職員の扶養親族である父母に対し、兄弟が仕送りをしている場合の当該兄弟等をいう。）
- 2 「職業（勤務先）・学校名」欄には、その種類、勤務先又は学校名を具体的に記入すること。
- 3 「収入の年（月）額」欄には、給与収入、事業収入、不動産収入等恒常的な収入がある場合に、これらの種類ごとに年（月）額を記載すること。
なお、事業（家業）に従事する家族の事業収入の額は、その事業による収入額をその事業に従事する家族の貢献の度合等によって按分した見積額によること。
- 4 証拠書類としてそれぞれ次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 扶養親族である配偶者・・・収入状況に関する証明書（収入がある場合は更に収入額に関する資料を添付する。以下同じ。）
- (2) 大学、短期大学、専門学校、予備校等に在学する扶養親族である子・・・収入状況に関する証明書
- (3) 扶養親族である父母・・・収入状況に関する証明書及び別居の場合は扶養の事実を確認できる書
- (4) 職員と共同して扶養親族の生計を維持している者・・・仕送り金額等扶養の度合に関する申立書
- 5 確認印欄は、適宜変更することができる。

別紙2

扶養手当支給事務取扱要領運用方針

第4関係

1 第1項第2号の「子」

- (1) 実子は、嫡出（正式の夫婦関係にある父母から出生した子）であるかないかを問わない。したがって、内縁関係にある父母の子は、父の認知を受けない限り父とは民法上における親子関係が生じないから父の扶養親族とすることはできないが、母の場合は出生と同時に親子関係が生ずるから母の扶養親族とすることができる。また、実子を他人の養子としたときもその子は「子」であることには変わりはない。
- (2) 養子は民法の規定に従って養子縁組をした者に限り、子として取扱うことができるが、そうでない者は、たとえ満22歳の年度末までの間にある者で現実に職員の扶養を受けていても、扶養親族とすることはできない。
- (3) いわゆる継子あるいは連子は、姻族であるから扶養親族とはならない。ただし、養子縁組をした場合は、法定血族となるから扶養親族とすることができる。

2 第1項第4号の「父母」

- (1) 実父母は、職員が他家の養子になつていても変わりがないので、事情によつては実父母及び養父母の双方を扶養している場合には、そのいずれをも扶養親族とすることができる。

なお、養父母は、民法上の規定に従い職員との間に養子縁組をしている場合に限られる。

- (2) 配偶者の父母又は継父母は、いずれも姻族であるから扶養親族とはならない。

3 第1項第6号の「弟妹」

配偶者の弟妹、継父母の連子及び甥、姪は扶養家族とはならない。

4 扶養親族の範囲については、別添「親族図表」を参照すること。

5 第1項第7号の「重度心身障害者」

現在治療の過程にある者については、その疾病が常時介護を要し、将来とも不治で終生勤労に耐えないかあるいは勤労能力に高度の制限を有するものであることを医師が証明した場合に限る。

したがって、このような者（特に結核性疾患、中風、リウマチ等）の確認にあつては、医師の診断が単に現在の症状についてのみのものでなく、将来の見通しについての所見を述べたものによつて判断すること。

6 第2項第1号の「収入」

(1) 収入の解釈について

ア 収入とは、年又は月を単位として反覆継続して収入を得ることができる状態にある場合における収入を指すものである。したがって、勤労所得者の退職又は事業所得者の廃業等により、完全に収入の途が途絶し、職員の扶養を受けるに至つた場合は、退職の日又は廃業の日から扶養親族となり得るものである。

イ 退職手当又は廃業に際しての材料及び施設の売却等による一時的な収入については、たとえそれが1,300,000円を超える場合であつても、これによつて、自活するような場合を除いては、問題とする必要はない。

ウ 「年額」の解釈については、暦年による既定の実際収入額を指すものではなく、現在及び将来にわたる収入状態から推定（過去の収入状態を勘案する。）したいわゆる1年間の収入である。

エ 「程度」とは、年額又は月額を推定して差し支えない意味である。

オ 所得額は、いずれの場合であっても税込みの額を指しているものである。

(2) 事業取得の取扱いについて

事業所得を有する者の取扱いに当たっては、特に次の点に留意する必要がある。

ア 事業収入については、その事業経営によつて得た総所得額から税務署が認めた必要経費を差引いた額（課税の基礎となる所得額）をもつてその収入とみなして差し支えないものであるが、この場合の必要経費とは、例えば、農業経営の場合であれば、公租公課、種苗代、肥料代、農薬代、農器具の補充、修理代、農具、建物の償却費及び雇人の賃金等直接農業経営に必要な経費のみを指すものであつて、その他一般に適用される基礎控除及び社会保険料の控除等を差引くものではない。

イ 事業（家業）に従事する家族の事業収入の額は、その事業の名義人（納税義務者）であるなしを問わずその事業から生じた所得額（前期アの課税の基礎となる所得額）をその事業に従事する家族（雇人は、必要経費として差引きの対象になるので除く。）の貢献の度合等に応じて評価される割合によつて所得額をそれぞれ按分した見積額とすること。

なお、貢献の度合等の評価に当たっては、公的機関の証明を求めることが困難であるから職員の申し立てによつて判断することになるが、これはあくまで従事する者の事業運営上の地位、性別、年齢、健康状態、技能の程度、労働量及びその他特殊事情を考慮して常識的にも妥当なものと所属長が認めたものでなければならない。

(3) 扶助料等の取扱いについて

ア 同順位者（この場合父母とする。）に対して支給される扶助料（加給額を含む。）は、恩給法（大正12年法律第48号）第73条の2の規定により父母のいずれかを総代人として支給されるが、扶養親族の認定上においては、これを父母に等分してそれぞれの所得として取扱うこと。

イ 恩給法第75条第2項に規定する加給額については、同順位者の父母のうち、総代人でない他の1人（扶養親族の1人とみなされる。）に対する加給額は、総代人の所得とみなし、また、この父母の扶養に係る子があるような場合におけるその子に対する加給額は、父母に等分し、それぞれの所得とみなして取扱うこと。

7 第2項第2号のアについては、ただし書に該当する場合を除き、職員と別居している者（特に別居の父母、祖父母、孫、弟妹及び重度心身障害者）については、職員の仕送りによつてその者の生計が維持されている事実について社会通念上認め得る資料が提出されない限り、扶養親族とすることができない。

8 恩給法第65条第2項及び第75条第2項の規定により増加恩給又は扶助料の受給者に扶養家族がある場合に加給される額は、第2項第3号による「他より扶養手当又はこれに相当する手当を受けている」とはみなさないものとする。

第6関係

扶養親族の認定は、岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和41年警察本部訓令第7号）に基づき、所属長に専決事項とされているが、無収入の配偶者及び子以外の認定については、警務部警務課長に照会し、適正な認定を期すこと。

第7関係

1 「必要と認めるとき」の主なものはおおむね次のような場合がある。

(1) 収入に異動が生じたと認められる場合

ア 無職の者が就職した場合又はその懸念が強い場合

イ 勤労所得における昇給、ベース改定、恩給、扶助料の改定及び事業所得における事業内容又は規模の拡大等により所得が増こうしたと認められる場合又はその懸念が強い場合

ウ 事業経営世帯にあつて、従事人員の増減により、各人の按分所得額に異動が生じた場合又はその懸念が強い場合

エ 職員以外に優先扶養義務者がある場合（例えば、職員の母に対する優先扶養義務者は父である。）及び扶養義務者の順位が同じである者（例えば、職員の子に対する扶養義務者は、職員及びその配偶者である。）2人以上が同一人を扶養している場合で、職員以外の扶養義務者が新たに収入を得るに至つたが若しくは所得が増加したため、職員が主たる扶養者とは認められなくなつた場合又はその懸念が強い場合

(2) 転入又は配置換の職員について、異動に伴い旧所属において徴した証明書類に不備を生じた場合

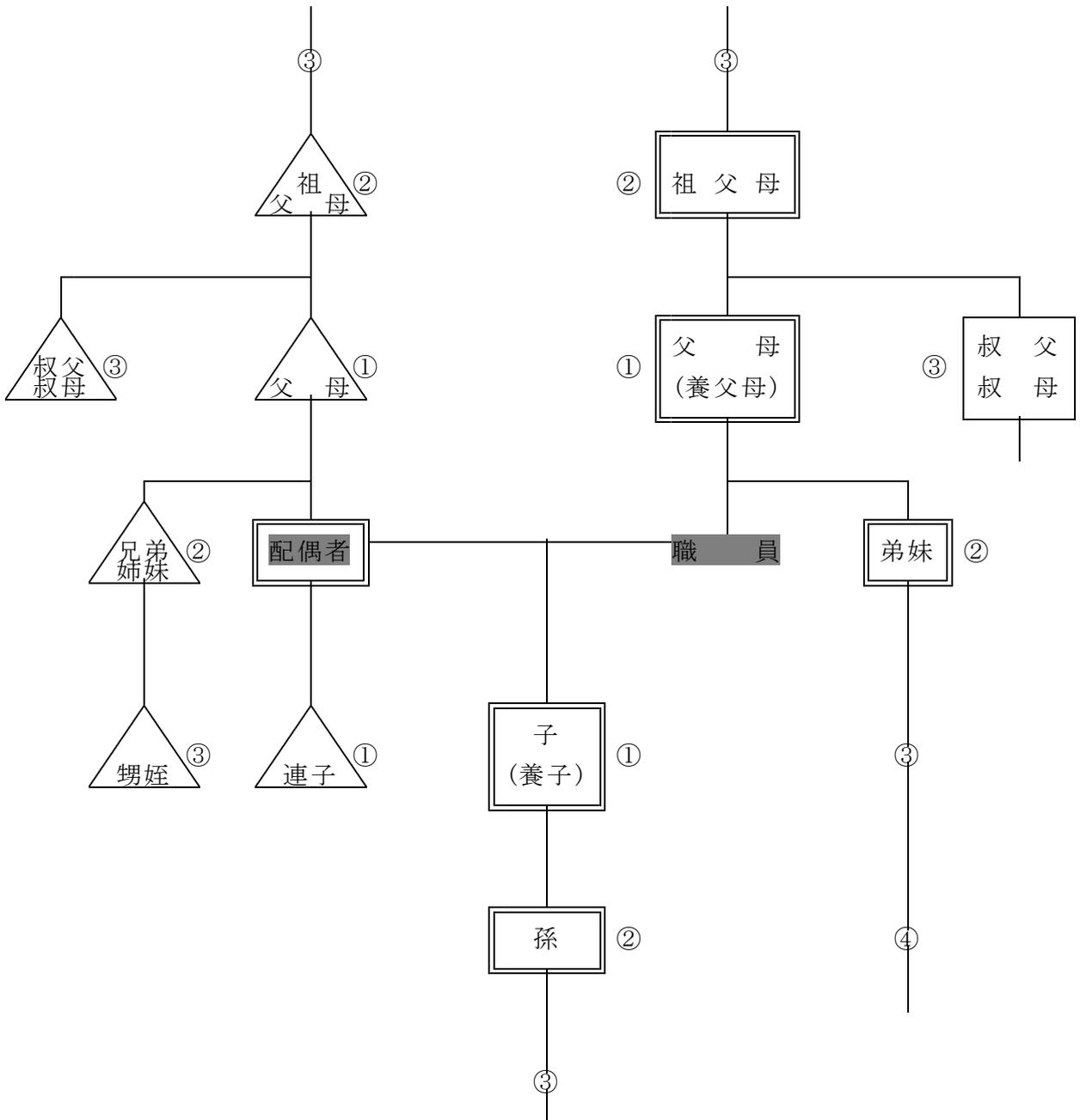
(3) 世帯構成の変動により扶養親族の再確認の必要が認められる場合

2 事業所得についての証明資料の更新は、市長村長において前年度所得について証明可能となる時期（毎年6月頃）に行うのが適当である。これによつて扶養親族たるの要件に異動を生じた者について、その事実発生の日が判然としない場合は、便宜上証明のあつた月の翌月の初日を事実発生の日とみなして処理して差し支えない。

第9関係

「届出を受理した日」を明確にするため、届出を受理したときは岩手県警察警察行政文書管理規程（平成13年警察本部訓令第6号）第13条の規定による收受印を必ず押印すること。

親族図表



凡例 { 数字は親等を示す。
□は血族を示す。
△は姻族を示す。
◻は扶養親族の範囲を示す。